

# Lenovo 保証の内容と制限

L814-0010-00 8/2014

## 第 1 章 - 共通条項

本「保証の内容と制限」(以下、「本書」といいます)は、第 1 章 - 共通条項、第 2 章 - 各国固有の条項、および第 3 章 - 保証情報、により構成されています。第 2 章には、第 1 章記載の条項を置き換えた、または変更した条項が記載されている場合があります。第 3 章(「保証情報」ともいいます)には、機械と一緒に出荷される製品固有の情報が含まれています。本書において、「Lenovo」とは、お客様またはお客様のビジネス・パートナーに機械を提供した Lenovo 法人を意味します。

本書に記載の保証は、お客様が再販売の目的ではなく自己使用の目的で購入することを条件に、「第 3 章 - 保証情報」に記載する機械に適用されます。「機械」とは、種類、機能、改変版、またはアップグレード版などで識別可能なハードウェア製品を意味します。「機械」には、機械に事前に組み込まれていたか、後にインストールされたかにかかわらず、いかなるソフトウェア・プログラムも含まれません。本書は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

本書は、Lenovo Web サイト (<http://www.lenovo.com/warranty/>) から複数の言語で入手できます。

## 本保証の適用対象

Lenovo は、保証期間中、通常の動作条件下では各機械の材質および仕上がり欠陥がないことを保証します。

Lenovo は、保証期間中、機械に対して指定された保証サービスの種類に応じて機械の修理および交換サービスを提供します。機械と一緒に出荷される「保証情報」で特定されない限り、機械の保証期間は一定の指定期間とします(例えば、機械によっては、所定の保証期間中であっても許容使用量を超えると保証が無効となるものがあります)。機械に適用される保証期間、保証サービスの種類、およびサービス・レベルは、機械と一緒に出荷される「保証情報」で指定されます。Lenovo は、保証サービスを受ける権利があるかどうかを確認するために、お客様に購入証明書(例えば、納品書または領収書)の提示を求める場合があります。

Lenovo が据付責任を負う機械について、Lenovo からお客様またはビジネス・パートナーへの出荷日から 6 か月以内に Lenovo による据付が行われなかった場合、その後の Lenovo による据付作業は有料サービスとなります。

Lenovo が据付責任を負う機械について、お客様ご自身が機械の据付またはサービスを行う場合、またはお客様が機械を再配置するか、第三者に機械の据付、サービス、または再配置を委ねる場合、Lenovo は機械に対する保証サービスを提供する前に、機械を検査する権利を留保します。Lenovo は、独自の判断により、検査に要する費用を請求することがあります。Lenovo の独自の判断により、機械が保証サービスを受けられる状態にないとされた場合、お客様は、サービスを受けられる状態に機械を修復するよう Lenovo に依頼することも、保証サービスの要求を取り下げることができます。Lenovo は、独自の判断により、修復が可能かどうかを決定します。修復は、有料サービスとして提供されます。輸送費用や特別処理費用などが指定される場合、追加料金が適用されます。

多くの機構、コンバージョン、またはアップグレードは、部品の取り外しと Lenovo への返却を伴います。機械の初期導入時に取り付けられた Lenovo の部品または機構に対する保証期間は、機械の保証期間に従うものとし、機械の引渡日(「保証開始日」ともいいます)から開始するものとし、すでに据付済の機械に取り付けられた部品や機構を交換する場合、取り外された Lenovo の部品または機構に対する保証期間の残存期間を引き継ぎます。部品または機構の取り外しを伴わずに機械に取り付けられた Lenovo 部品または機構に対する保証期間は、かかる取り付け部品または機構の所定の保証期間に従うものとし、かかる取り付け部品または機構の引渡日(「保証開始日」ともいいます)から開始するものとし、かかる部品または機構に対する保証期間、保証サービスの種類、およびサービス・レベルは、Lenovo が別途定める場合を除き、その部品または機構が取り付けられる機械と同じであるものとし、

Lenovo が別途定める場合を除き、本保証は、お客様が機械を購入された国または地域においてのみ適用されます。

本保証は、お客様に提供される保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証、特定目的適合性の保証、および権原または第三者の権利の不侵害の保証を含む、すべての明示もしくは黙示の保証責任または保証条件に代わるものとし、国または地域によっては、法律の強行規定により、すべての明示もしくは黙示の保証責任の制限が禁じられる場合、強行規定の制限を受けるものとし、この場の保証も機械の保証期間内に限定され、当該保証期間終了後は、いかなる保証も適用されません。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証の適用期間の制限が禁じられている場合、強行規定の制限を受けるものとし、

## 本保証の適用除外

本保証は、以下のものに適用されません。

- a. 誤用（Lenovo が文書にて認めた容量および能力を超えた使用を含みますが、これに限るものではありません）、事故、改変、Lenovo 所定の設備条件および動作環境に合致しない環境での稼働、またはお客様もしくは第三者によってなされた不適切な修理や改造から生じる故障もしくは損害。
- b. 不可抗力による故障。
- c. Lenovo に保証責任のない製品により引き起こされた故障。
- d. すべての他社製品（他社製品にはお客様のご要望により Lenovo が Lenovo 機械と共に提供するか、または Lenovo 機械に導入する製品を含みます）。
- e. アクセサリー、サプライ品目、消耗品、および構造部品（フレームやカバーなど）。**別途 Lenovo が定める場合を除き、バッテリーは消耗品としてみなされ、保証の対象ではありません。**保証の対象である場合、Lenovo は、製品の発表および機械と一緒に出荷されるサービス関連文書にて保証を規定します。
- f. 改造機械に対する保証。
- g. Lenovo が文書にて認めた容量および能力を超えて使用されている機械に対する保証。
- h. 公共通信ネットワークへのインターフェースとなるいかなる手段による機械の接続に対するお客様の国における認定。ただし、Lenovo が製品発表および機械とともに出荷されるサービス関連文書にて別途定める場合を除きます。かかる接続を行うには、法律によるさらなる認証が事前に要求される場合があります。

機械または部品の ID ラベルが変更もしくは取り外された機械についての保証は無効となります。

Lenovo は、機械の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないことを保証するものではありません。

保証期間中の機械に対し提供される技術的またはその他のサポート（使用方法、機械のセットアップや導入に関する問い合わせに対する応答など）については、いかなる保証も適用されません。

## 保証サービスの利用方法

機械が保証期間中に仕様どおりの良好な稼働状態でなくなった場合には、機械と一緒に出荷され、サポートと問題判別手順について記されたサービス関連文書を参照してください。ご使用の機械のサービス関連文書は、Lenovo Web サイト (<http://support.lenovo.com/>) から入手することもできます。

サービス関連文書を参照しても問題を解決できない場合は、Lenovo または Lenovo ビジネス・パートナーに連絡し、保証サービスを受けてください。Lenovo の連絡先情報は、機械と一緒に出荷される「保証情報」に記載されています。Lenovo への製品登録を行っていない場合は、保証サービスを受ける権利の証として、購入証明書の提示を求められる場合があります。

## 問題を解決するために Lenovo が行うこと

Lenovo は、電話による対応または Lenovo Web サイトを通じたやり取りにより、お客様の問題を判別し、解決を図ります。特定の機械には、Lenovo に直接障害報告を行い、Lenovo が遠隔地から問題判別および解決を行う、遠隔支援の機能が備わっています。Lenovo にサービスを依頼する場合は、Lenovo が指定する問題の判別と解決の手順に従ってください。問題判別の後、オンサイト・サービスが必要であると Lenovo が判断した場合には、技術員が機械設置場所へ伺いサービスを提供します。

特定の機械（および該当する場合にはアップグレード）は、機械コードを含む場合があります。また、別途使用許諾されるコード（SLC）を含む場合もあります。Lenovo Web サイト (<http://support.lenovo.com/>) では、**取得された機械（または該当する場合にはアップグレード）が機械コードまたは SLC（もしくはその両方）を含むかどうかを示しています。**

別途 Lenovo が定める場合を除き、Lenovo Web サイトまたは他の電子メディアから入手する、所定の機械コード（Lenovo 機械とともに提供されるマイクロコード、BIOS（基本入出力システム）、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバ、診断プログラム）およびその他のソフトウェアのアップデートについては、Lenovo が提供する取扱説明に従って、お客様の責任でダウンロードするか、または Lenovo から入手し、インストールしてください。お客様は、機械コードの変更の導入作業を Lenovo に依頼することができますが、これは有料サービスとなります。

Lenovo 機械の一部の部品は、カスタマー交換可能ユニット（以下「CRU」といいます）として指定されています。キーボード、メモリー、ハード・ディスク等の CRU を使用して問題を解決できる場合には、Lenovo はお客様がご自身で導入できるように CRU を出荷します。

機械が保証期間中に仕様どおりの稼働状態でなくなり、かつ電話または Web サイトを通じた対応、機械コードもしくはソフトウェア・アップデートの適用、または CRU の使用によって問題を解決できない場合は、Lenovo、Lenovo の L814-0010-00 Lenovo 保証の内容と制限 8.2014

従契約者、または Lenovo が保証サービスを提供することを認めたビジネス・パートナーは、その判断により、1) 機械を修理して保証どおり稼働させるか、または 2) 少なくとも機能的に同等の機械と交換します。Lenovo、Lenovo の従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーが機械を修理もしくは交換できない場合、お客様は、この機械を購入元に返却することにより、支払い済み代金の返金を受けることができます。

さらに、Lenovo、Lenovo の従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーは、機械に対して適切であると判断した技術的変更を実施することがあります。

### 機械または部品の交換

保証サービスが機械または部品の交換を伴う場合、Lenovo、Lenovo の従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーにより取り外された旧部品または機械は Lenovo の所有とし、取り付けられた交換部品または機械はお客様の所有となります。お客様は、取り外されたすべての部品が Lenovo 純正部品であり、改変されていないことを保証するものとします。取り付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に稼働し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとして扱います。取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証サービスの条件を引き継ぎます。

### お客様のその他の責任

お客様は、次の各項に同意するものとします。

- a. Lenovo、Lenovo の従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーが機械または部品の交換を行う前に、保証が適用されないすべての機構、部品、オプション、改造物、付加物を取り外すものとし、機械に交換を妨げる担保等の法的な制約がないことを保証すること。
- b. お客様の所有に属さない機械に、Lenovo、Lenovo の従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーがサービスを提供することについて、機械の所有者から承諾を得ること。
- c. 該当する場合は、サービスを受ける前に:
  - (1) Lenovo、Lenovo の従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーが提供するサービス要求の手順書に従うこと。
  - (2) 機械に含まれるすべてのプログラム、データ、現金および有価証券等を安全に保管すること。
  - (3) 機械の設置場所の変更を Lenovo、Lenovo の従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーに知らせること。
- d. Lenovo、Lenovo の従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーが保証サービスのために適時かつ安全に作業を行うことができるようにすること。
- e. Lenovo、Lenovo の従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーが安全性を確保する等の目的で必要不可欠な技術変更を適用すること。
- f. 保証サービスの種類によっては、お客様が故障した機械を Lenovo が指定する方法で適切に梱包し、Lenovo 指定の場所へ送る必要があります。Lenovo は、別段の定めがない限り、修理後の機械または交換機械を、Lenovo の負担でお客様にお届けします。お客様の機械が 1) Lenovo の占有下にある場合、または 2) Lenovo の費用負担で輸送中の場合における滅失破損については、Lenovo の責任とします。
- g. お客様は、Lenovo へ返却する機械から、かかる機械と共に提供されたのではないすべてのプログラムおよびデータを、理由を問わず完全に消去するものとします。かかるデータには、1) 個人または法人を特定する、あるいは個人または法人を特定し得るすべての情報（以下、「個人情報」といいます）、2) お客様の機密情報、専有情報を含みますが、これに限るものではありません。個人情報を削除または消去できない場合、お客様はかかる情報を、適用法における個人情報に該当することがないよう（例えば、匿名化やコード化等により）変換するものとします。また、お客様は、Lenovo へ返却する機械からすべての現金、有価証券等を取り除くものとします。Lenovo は、お客様が Lenovo に返却した機械に含まれる、現金や有価証券、Lenovo が機械と共に提供したのではないプログラムまたはデータについては、いかなる責任も負いません。Lenovo は、本書に基づく義務を履行するために機械の一部もしくはすべて、または機械のソフトウェアを海外の Lenovo や第三者のサービス・ロケーションへ送ることがあります。その場合、お客様は、これを了承するものとします。

### 責任の制限

お客様が Lenovo の責に帰すべき事由（契約不履行、過失、不実表示、または不法行為等を含みます）に基づく損害に対して救済を求める場合、適用法によって放棄または制限が禁じられている責任を除き、各機械に起因または関連する Lenovo の賠償責任の全ては、請求原因を問わず、累積で、次の各項に定めるものに限られます。

- a. 生命・身体または有体物に対する賠償責任。
- b. お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生時の直接原因となった当該「機械」の売買価格相当額（ただし、定期払料金は、12 か月分相当分）の金額を限度とする金銭賠償責任。本条項において、「機械」には機械コードを含みます。

本責任の制限は、Lenovo のサプライヤー、従契約者、および Lenovo ビジネス・パートナーに対する損害賠償請求にも適用されるものとします。お客様は、Lenovo、Lenovo のサプライヤー、従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーに対して重複して損害賠償を請求することはできません。

いかなる場合においても、Lenovo、Lenovo のサプライヤー、従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては賠償責任を負いません。1) 第三者からの賠償請求に基づく損害（本条項の上記 a 項の賠償責任の場合を除きます）、2) データの喪失、または損傷、3) 特別損害、付随的損害、間接損害、およびその他の拡大損害、4) 逸失した利益、ビジネス上の収益、信用または節約すべかりし費用。国または地域によっては、法律の強行規定により、上記の責任の制限が適用されない場合があります。

#### 準拠法

お客様と Lenovo の両当事者は、法原理の矛盾に関する場合を除き、本書から生じる、または本書に関連する両当事者のすべての権利義務を規律、解釈、実施するために、お客様が「機械」を購入された国の法律を適用することに同意するものとします。

以上の保証は、お客様に一定の法的権利を与えておりますが、国または地域によって異なる場合があります。

#### 裁判管轄権

両当事者の権利および義務については、お客様が「機械」を購入された国の裁判所を管轄裁判所とします。

## 第 2 章 - 各国固有の条項

### アメリカ

#### 裁判管轄権：

本条項に次のような文を追加します。これは下記の太字で印刷されている国に適用されます。

本書に起因するすべての訴訟は、専ら以下の司法機関/司法担当者によって解決されるものとします。1) **アルゼンチン**：ブエノスアイレス市直轄商事裁判所。2) **ボリビア**：ラパス市の裁判所。3) **ブラジル**：リオデジャネイロ州、リオデジャネイロの裁判所。4) **チリ**：サンティアゴの民事裁判所。5) **コロンビア**：コロンビア共和国の裁判官。6) **エクアドル**：未履行または略式の審理に対して（規定に沿って）、キトの民事裁判官。7) **メキシコ**：メキシコシティー連邦区の連邦裁判所。8) **パラグアイ**：アスンシオン市の裁判所。9) **ペルー**：リマ司法管轄区セルカドの裁判官および裁判所。10) **ウルグアイ**：モンテビデオ市の裁判所。11) **ベネズエラ**：カラカス首都圏の裁判所。

### ブラジル

#### 機械または部品の交換：

最後の文を削除します。

取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証サービスの条件を引き継ぎます。

### カナダ

#### 本保証の適用対象：

本条項の 2 番目の段落を次のように置き換えます。

Lenovo は、保証期間中、機械に対して指定された保証サービスの種類に応じて機械の修理および交換サービスを提供します。機械と一緒に出荷される「保証情報」で指定されない限り、機械の保証期間は一定の指定期間で、機械の引渡日（「保証開始日」ともいいます）から開始するものとします（例えば、所定の保証期間中に使用制限を超えた機械についての保証は無効となります）。機械に適用される保証期間、保証サービスの種類、およびサービス・レベルは、機械と一緒に出荷される「保証情報」で指定されます。Lenovo は、保証サービスを受ける権利があるかどうかを確認するために、お客様に購入証明書（例えば、納品書または領収書）の提示を求める場合があります。

#### 責任の制限：

本条項の a 項および b 項を次のように置き換えます。

- Lenovo の過失によってお客様に生じた身体、生命、または有体物に対する賠償責任。
- お客様に現実には発生した通常かつ直接の損害に対し、10 万ドルか、または損害発生の直接原因となった当該機械の売買価格相当額（ただし、定期払料金の場合には、12 か月相当分）の高い方の金額を限度とする金銭賠償責任。本条項において、「機械」には機械コードを含みます。

#### 準拠法：

最初の文の「機械を購入した国の法律」の部分の部分を次のように置き換えます。

オンタリオ州の法律。

ペルー

**責任の制限:**

本条項の最後に次のように追加します。

ペルーの民法第 1328 条に基づき、本条で指定された制限と適用除外は Lenovo の故意の不法行為 (“dolo”) または重大な過失 (“culpa inexcusable”) には適用されません。

**アメリカ合衆国**

**準拠法:**

最初の文の「機械を購入した国の法律」の部分を次のように置き換えます。

ニューヨーク州の法律

**アジア太平洋**

**オーストラリア**

**本保証の適用対象:**

本条項に次の段落を追加します。

本条の保証条件は、Australian Consumer Law またはその他の同様の法規に基づくお客様の権利に追加するものであり、適用される法規によって認められる範囲においてのみ制限されます。本書において、「Australian Consumer Law」は、Competition and Consumer Act 2010 の Schedule 2 を意味します。

お客様に提供する製品が、Competition and Consumer Act 2010 の目的において「消費者取引」(Australian Consumer Law の定義による) とみなされる場合、本契約におけるその他の権利に加えて、以下が適用されることがあります。

製品には、Australian Consumer Law において除外することができない保証が付いています。お客様は、重大な故障に対する交換または返金、およびその他の合理的に予見可能な損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、製品が許容できる品質でなく、故障が重大な故障には達しない場合に、製品の修理または交換を受ける権利も有します。

**責任の制限:**

本条項に以下を追加します。

法律で認められている範囲において、Lenovo が Australian Consumer Law またはその他の同様の法規に基づく保証に違反した場合、Lenovo の損害賠償責任は、以下の選択肢に限定されます。

a. サービスの場合:

- (1) サービスの再度の提供または
  - (2) 再度提供されたサービスの費用の支払い。および
- b. 製品の場合:
- (1) 製品の修理または交換、あるいは同等の製品の提供。または
  - (2) 再度提供されたサービスの費用の支払い。

ただし、当該保証が個人的または家庭用に使用あるいは消費する目的の商品に対する販売権、平穩的占有権または明示的所有権に関連する場合は、本条記載の責任の制限は適用されません。

**準拠法:**

最初の文の「機械を購入した国の法律」の部分を次のように置き換えます。

州または地域の法律

**カンボジア、インドネシア、およびラオス**

**準拠法:**

最初の文の「機械を購入した国の法律」の部分を次のように置き換えます。

シンガポールの法律

**カンボジア、インドネシア、およびラオス**

**仲裁:**

*この見出しの下に以下を追加します。*

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効な Singapore International Arbitration Center の仲裁規則（以下「SIAC 規則」といいます）に従ってシンガポールにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つこととなります。仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と法律の結論が記述されます。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利があります。各当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた場合、議長は SIAC の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合は、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものとします。本書の英語版の効力は、他の言語版よりも優先されます。

### **香港特別行政区**

香港特別行政区で着手および実施される取引に対しては、本書に含まれる「国」という語を含む句（「購入した国」や「導入した国」など）を「香港特別行政区」に置き換えます。

### **インド**

#### **責任の制限:**

*本条項の a 項および b 項を次のように置き換えます。*

- a. お客様に生じた身体、生命、または有体物の損害に対する賠償責任は Lenovo の過失の場合に限られます。
- b. 本「保証の内容と制限」に基づく、あるいはこれに関連する Lenovo の契約不履行により、お客様に現実発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の原因となった機械の支払済みの売買価格相当額。本条項において、「機械」には機械コードを含みます。

#### **仲裁:**

*この見出しの下に以下を追加します。*

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効なインドの法律に従って、インド共和国バンガロールにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つこととなります。仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と法律の結論が記述されます。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利があります。各当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた場合、議長は Bar Council of India の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合は、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものとします。本書の英語版の効力は、他の言語版よりも優先されます。

### **日本**

#### **準拠法:**

*本条項に次の文を追加します。*

本書に関する疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

### **マカオ特別行政区**

マカオ特別行政区で着手および実施される取引に対しては、本書に含まれる「国」という語を含む句（「購入した国」や「導入した国」など）を「マカオ特別行政区」に置き換えます。

## マレーシア

### 責任の制限:

最後の段落の第 3 項の「**特別損害**」という語を削除します。

## ニュージーランド

### 本保証の適用対象:

本条項に次の段落を追加します。

本条に規定される保証条件は、Consumer Guarantees Act 1993 またはその他の強行法規に基づくお客様の権利に追加するものです。ただし、Consumer Guarantees Act 1993 は、同法で定義するビジネスの目的として Lenovo が提供した製品についてはいかなる場合も適用されません。

### 責任の制限:

本条項に以下を追加します。

お客様が Consumer Guarantees Act 1993 で規定するビジネスの目的以外で機械を取得した場合には、本条の責任の制限は当該法律の適用を受けるものとします。

## フィリピン

### 責任の制限:

最後の段落の第 3 項を、次のように置き換えます。

**特別損害**（名目的損害および懲罰的損害を含む）、**道徳的損害**、**付随的損害**、**間接損害**、およびその他の**拡大損害**。

### 仲裁:

この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効なフィリピンの法律に従って、フィリピン共和国首都マニラにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つこととなります。仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と法律の結論が記述されます。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利があります。各当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた場合、議長は Philippine Dispute Resolution Center, Inc. の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものとします。本書の英語版の効力は、他の言語版よりも優先されます。

## シンガポール

### 責任の制限:

最後の段落の第 3 項の「**特別損害**」および「**拡大損害**」という語を削除します。

## ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA)

以下の事項がすべての EMEA 諸国に適用されます。

本書の各条項は、Lenovo または Lenovo ビジネス・パートナーより購入された機械に適用されます。

### 保証サービスの利用方法:

**西ヨーロッパ** (アンドラ、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルト

ガル、ルーマニア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、バチカン市国、および本書の送付日以降に EU に加盟したすべての国) に次の段落を追加します。

西ヨーロッパで購入された機械の保証は、Lenovo がその国でかかる機械を発表し、かつ販売していることを条件に、すべての西ヨーロッパ諸国で有効であり、適用されます。

お客様が、機械を上記の西ヨーロッパ諸国で購入された場合は、お客様が保証サービスの提供を望む国で Lenovo がかかる機械を発表し販売していることを条件に、これらのいずれかの国においても、Lenovo により保証サービスを提供することが認められた Lenovo ビジネス・パートナーまたは現地の Lenovo より機械の保証サービスを受けることができます。

お客様が機械を中東またはアフリカ諸国で購入された場合、購入された国において Lenovo 法人が保証サービスを提供している場合は、当該 Lenovo 法人より、その機械に対する保証サービスを受けることができます。あるいは、その国でその機械に対して保証サービスを提供するよう Lenovo が認定した Lenovo ビジネス・パートナーより保証サービスを受けることができます。アフリカにおける保証サービスは、Lenovo により認可されたサービス提供者の所在地から 50 キロメートルの範囲内で利用することができます。Lenovo により認可されたサービス提供者の所在地から 50 キロメートルを超える場所では、機械の輸送費用をお客様が負担する責任を負います。

#### 準拠法:

「機械を購入された国の法律」という句を、次のように置き換えます。

1) アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、およびウズベキスタンでは、「オーストリアの法律」。 2) アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサオ、コートジボアール、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、バヌアツ、およびウォリス・フトーナでは、「フランスの法律」。 3) エストニア、ラトビア、およびリトアニアでは、「フィンランドの法律」。 4) アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア共和国、マラウィ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国 (英国)、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビア、およびジンバブエでは、「英国の法律」。 5) 南アフリカ、ナミビア、レソト、およびスワジランドでは、「南アフリカの法律」。 6) リヒテンシュタインでは、「スイスの法律」。 7) チェコ共和国では、「チェコ共和国の法律」。 8) ポーランドでは「ポーランドの法律」。

#### 裁判管轄権:

本条項に以下の例外を追加します。

1) オーストリアでは、本「保証の内容と制限」に起因する、または関連して生じるすべての紛争 (本書の存在も含めて) は、オーストリア、ウィーン (インナー・シティ) の管轄裁判所に委ねられます。 2) アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア共和国、マラウィ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビア、およびジンバブエでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書の執行に関連したすべての紛争は、略式裁判手続きを含め、英国法定の専属管轄権により処理されるものとし、また本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争は、お客様の登録営業所所在地または営業地あるいはその両方の存在する国の首都の法律および法廷のみが管轄権を有します。 4) フランス、アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサオ、コートジボアール、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、バヌアツ、およびウォリス・フトーナでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書への違反または執行に関連したすべての紛争は、略式裁判手続きを含め、専らパリの商事裁判所により解決されるものとし、また本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争は、ヨハネスブルグの高等裁判所の管轄権に委ねられ処理されるものとし、また本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争は、お客様の登録営業所所在地または営業地あるいはその両方の存在する国の首都の法律および法廷のみが管轄権を有します。 5) 南アフリカ、ナミビア、レソト、およびスワジランドでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争は、ヨハネスブルグの高等裁判所の管轄権に委ねられ処理されるものとし、また本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争は、お客様の登録営業所所在地または営業地あるいはその両方の存在する国の首都の法律および法廷のみが管轄権を有します。

ることに両当事者は同意するものとします。 6) トルコでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、または本書に関連したすべての紛争は、トルコ共和国イスタンブールの Istanbul Central (Sultanahmet) Courts and Execution Directorates によって解決されるものとします。 7) 次の国々では、本「保証の内容と制限」に起因するすべての法的申し立ては専ら以下に示した都市の管轄裁判所に提出され、解決されるものとします。 a) ギリシャではアテネ、b) イスラエルではテルアビブ・ヤフォ、c) イタリアではミラノ、d) ポルトガルではリスボン、そして e) スペインではマドリッド。 8) 英国では、本「保証の内容と制限」に関連したすべての紛争は、英国法廷の裁判権に委ねられ処理されることに両当事者は同意するものとします。 9) リヒテンシュタインでは、両当事者の権利および義務については、専らチューリッヒの管轄裁判所によって解決されるものとします。 10) チェコ共和国では、チェコ共和国の管轄裁判所。 11) ポーランドでは、ワルシャワの管轄裁判所。

#### 仲裁:

この見出しの下に以下を追加します。

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、リビア、マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、およびウズベキスタンでは、本書に起因する、または本書への違反行為、終了または無効性に関連したすべての紛争は、Rules of Arbitration and Conciliation of the International Arbitral Center of the Federal Economic Chamber in Vienna (ウィーン・ルール) の下で、このルールに従って任命された 3 人の仲裁人によって最終的に解決されるものとします。この仲裁は、オーストリアのウィーンで行なわれ、仲裁手続きの公用語は英語とします。仲裁人の裁定は最終的なものであり、当事者双方に対する拘束力を持つものとします。したがって、オーストリア民事訴訟法第 598 (2) 項に基づいて、当事者双方は同訴訟法第 595 (1) 項、図 7 の適用を明示的に放棄するものとします。ただし、Lenovo は機械が据え付けられた国の管轄裁判所に訴訟を起こす場合があります。

In エストニア、ラトビア、およびリトアニアでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争は、紛争発生時に有効なフィンランドの仲裁法に従って、フィンランドのヘルシンキで行われる仲裁で最終的に解決されるものとします。各当事者は 1 人の仲裁人を任命するものとします。2 人の仲裁人は議長を任命します。両仲裁人が、議長について合意できない場合は、ヘルシンキの Central Chamber of Commerce が議長を任命するものとします。

#### 欧州連合 (EU) 電池指令

注: このマークは EU 諸国にのみ適用されます。

バッテリーまたはバッテリーの包装には、バッテリー/蓄電池および廃バッテリー/廃蓄電池に関する改正 EU 電池指令 2006/66/EC のラベルが貼られています。この指令は、EU 諸国に適用される使用済みバッテリーおよび蓄電池の回収とリサイクルの枠組みを定めています。このラベルは、使用済みになったときに指令に従って適正な処理をする必要があることを知らせるために、種々のバッテリーに貼られています。

改正 EU 電池指令 2006/66/EC に沿って、寿命がきたバッテリー/蓄電池は分別回収されリサイクルされることを示すラベルが貼られています。バッテリーのラベルには、バッテリーに関係する元素記号 (鉛の Pb、水銀の Hg、およびカドミウムの Cd) も表示される場合があります。バッテリーや蓄電池の使用者は、使用済みのバッテリー/蓄電池を地方自治体の無分別ゴミとして廃棄することは許されず、お客様が利用可能な回収の枠組みを利用し、廃バッテリー/廃蓄電池の返却、リサイクル、および処理を行わねばなりません。バッテリー/蓄電池に含まれている可能性のある有害物質が環境や人間の健康に与える影響を最小限に抑えるために、お客様が回収の枠組みに参加することが重要です。

バッテリー、蓄電池、および動力電池の小売価格には、廃棄における環境管理の費用が含まれています。適切な回収方法や処理方法の詳細については Lenovo 担当員にお問い合わせください。

以下の事項が、すべての EU 諸国に適用されます。

EU 諸国で購入された機械の保証は、Lenovo がその国でかかる機械を発表し、かつ販売していることを条件に、すべての EU 諸国で有効であり、適用されます。

デンマーク、フィンランド、ギリシャ、イタリア、リヒテンシュタイン、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、およびスイス

#### 責任の制限:

本条項の文を次のように置き換えます。

別途強行法規が定める場合を除き、次のとおりとします。

a. 本書に規定される、または本書に関連する Lenovo の義務の履行の結果生じる、または本書に関連したその他の原因によって生じるいかなる損害および損失に対する Lenovo の責任は、かかる義務の不履行 (Lenovo に過失がある場合) またはかかる原因により現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、お客様が機械に支払った売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任に限定されます。本条項において、「機械」には機械コードを含みます。上記の制限は、法的に Lenovo の責任に帰する生命・身体または有体物に対する賠償責任には適用されません。

b. いかなる場合においても、Lenovo、Lenovo のサプライヤー、従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては賠償責任を負いません。1) お客様のデータの喪失、または損傷、2) 付随的損害または間接損害およびその他の拡大損害、3) 逸失した利益 (たとえ損害を発生させた事象の直接的結果として発生したものであっても) あるいは、4) 逸失したビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

#### フランスおよびベルギー

##### 責任の制限:

本条項の文を次のように置き換えます。

別途強行法規が定める場合を除き、次のとおりとします。

a. 本書に規定される、または本書に関連する Lenovo の義務の履行の結果生じるいかなる損害および損失に対する Lenovo の責任は、かかる義務の不履行 (Lenovo に過失がある場合) により現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、お客様が損害の原因となった機械の購入時に支払われた売買価格相当額の総額を累積限度額とする金銭賠償責任に限定されます。本条項において、「機械」には機械コードを含みます。

本責任の制限は、Lenovo のサプライヤー、従契約者、および Lenovo ビジネス・パートナーに対する損害賠償請求にも適用されるものとします。お客様は、Lenovo、Lenovo のサプライヤー、従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーに対して重複して損害賠償を請求することはできません。

上記の制限は、法的に Lenovo の責任に帰する生命・身体または有体物に対する賠償責任には適用されません。

b. いかなる場合においても、Lenovo、Lenovo のサプライヤー、従契約者、または Lenovo ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては賠償責任を負いません。1) お客様のデータの喪失、または損傷、2) 付随的損害または間接損害およびその他の拡大損害、3) 逸失した利益 (たとえ損害を発生させた事象の直接的結果として発生したものであっても) あるいは、4) 逸失したビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

次に指定されている国には、以下の事項が適用されます。

#### オーストリアおよびドイツ

##### 本保証の適用対象:

本条項の最初の段落の最初の文を次のように置き換えます。

Lenovo 機械に対する保証は、機械の通常使用に対する機能および機械の仕様の合致を保証するものです。

本条項に次の段落を追加します。

機械に対する最短の保証期間は 12 か月とします。Lenovo または Lenovo ビジネス・パートナーが機械を修理できない場合、お客様は Lenovo に対して修理できない機械の対価を換算し、そこから算定される金額を値引きとして要求すること、または、当該機械に対する契約を解約し、支払い済みの代金の返金を要求できます。

##### 問題を解決するために Lenovo が行うこと:

本条項に以下を追加します。

保証期間中の故障した機械の Lenovo への輸送費用は、Lenovo が負担するものとします。

##### 責任の制限:

本条項に次の段落を追加します。

本条項に基づく損害賠償責任の制限は、Lenovo の不正行為または重過失の場合および明示保証には適用されません。

次の文を b 項の最後に追加します。

本項の損害賠償責任は、Lenovo による通常の過失に基づく重要な契約条件の違反の場合に限ります。

#### アイルランド

##### 本保証の適用対象:

本条項に以下を追加します。

本書、または Sale of Goods and Supply of Services Act, 1980 (以下、「1980 Act」といいます) により修正された Sale of Goods Act 1893 の第 12 条で明示的に規定する場合を除き、1980 Act (1980 Act の第 39 条を含みます) により修正された Sale of Goods Act 1893 に基づく黙示の保証を含む (これに限るものではありません) すべての条件または保証責任 (明示か黙示か、法定のものか否かを問いません) は適用除外とします。

#### **責任の制限:**

本条項の文を次のように置き換えます。

本条項において、Lenovo の責に帰すべき事由には、契約上の行為であるか不法行為であるかにかかわらず、「保証の内容と制限」に関連し、お客様に対して Lenovo が法的責任を負うべき Lenovo 側の行為、生命、懈怠、過失が含まれます。実質的同一の損失または損害という結果を生じさせ、あるいはこれに寄与する複数の Lenovo の帰責事由は、それらの中で最後に発生した日付で発生した 1 つの Lenovo の帰責事由として処理されます。

Lenovo の責に帰すべき事由に基づく損害に対して、お客様が Lenovo に救済を求める状況が発生する場合があります。本条項では Lenovo の責任範囲を規定し、お客様の救済策は以下に限定されます。

- a. Lenovo は、Lenovo の過失により引き起こされた死亡または身体傷害については無限責任を負うものとします。
- b. 下記の **Lenovo が責任を負わない項目**を前提として、Lenovo は、Lenovo の過失の結果生じたお客様の有形固定資産への物的損傷に対しては無限責任を負います。
- c. 上記の a 項および b 項の規定を除き、1 件の Lenovo の責に帰すべき事由に基づき現実に発生した損害に対する Lenovo の責任は、1) 125,000 EUR または 2) 損害の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格の 125% 相当額のいずれか高い方の金額を限度額とする金銭賠償責任に限られます。

#### **Lenovo が責任を負わない項目**

上記の a 項に記載された責任を除き、いかなる場合においても、Lenovo および Lenovo のサプライヤーならびに Lenovo ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては責任を負いません。

- a. データの喪失、または損傷。
- b. 特別損害、間接損害、またはその他の拡大損害。
- c. 逸失した利益、ビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

### **ポーランド**

#### **本保証の適用対象:**

7 番目の段落 (太字で大文字) の「を含む、すべての」の語の後に、以下の語を追加します: **保証 (REKJOMIA)**。

#### **南アフリカ、ナミビア、ボツワナ、レソト、スワジランド**

#### **責任の制限:**

本条項に以下を追加します。

本「保証の内容と制限」の内容に関し、Lenovo の不履行を含めたあらゆる状況で、お客様に現実に発生した損害に対する Lenovo の責任は、損害発生時の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任に限ります。

### **トルコ**

#### **本保証の適用対象:**

本条項に以下を追加します。

機械に対する最短の保証期間は 2 年とします。

#### **グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国 (英国)**

#### **責任の制限:**

本条項の文を次のように置き換えます。

本条項において、Lenovo の責に帰すべき事由には、契約上の行為であるか不法行為であるかにかかわらず、「保証の内容と制限」に関連し、お客様に対して Lenovo が法的責任を負うべき Lenovo 側の行為、生命、懈怠、過失が含まれます。実質的同一の損失または損害という結果を生じさせ、あるいはこれに寄与する複数の Lenovo の帰責事由は、1 つの Lenovo の帰責事由として処理されます。

Lenovo の責に帰すべき事由に基づく損害に対して、お客様が Lenovo に救済を求める状況が発生する場合があります。本条項では Lenovo の責任範囲を規定し、お客様の救済策は以下に限定されます。

- a. Lenovo は以下のものについては無限責任を負います。
- (1) Lenovo の過失により引き起こされた死亡または身体傷害。
  - (2) Sale of Goods Act 1979 の第 12 条または Supply of Goods and Services Act 1982 の第 2 条に定める黙示の責任違反。
- b. 下記の Lenovo が責任を負わない項目を前提として、Lenovo は、Lenovo の過失の結果生じたお客様の有形固定資産への物的損傷に対しては無限責任を負います。
- c. 上記の a 項および b 項の規定を除き、1 件の Lenovo の責に帰すべき事由に基づき現実に発生した損害に対する Lenovo の責任は、1) 75,000 スターリング・ポンド、または 2) 損害の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格または費用の 125% 相当額のいずれか高い方の金額を限度額とする金銭賠償責任に限られます。
- これらの制限は、Lenovo のサプライヤーおよび Lenovo ビジネス・パートナーにも適用されます。これらの制限は、Lenovo および Lenovo のサプライヤーならびに Lenovo ビジネス・パートナーが共同で責任を負う最大賠償額を示します。

#### Lenovo が責任を負わない項目

上記の a 項に記載された責任を除き、Lenovo および Lenovo のサプライヤーならびに Lenovo ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては責任を負いません。

- a. データの喪失、または損傷。
- b. 特別損害、間接損害、またはその他の拡大損害。
- c. 逸失した利益、ビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。
- d. お客様に対する第三者からの損害賠償請求。

### 第 3 章 - 保証情報

マシン・タイプ	機械を購入した国	保証期間	保証サービスの種類	サービス・レベル

保証サービスの実施は、1) お客様のサービス要求を受け付けた日時、2) 対象の機械のテクノロジーと冗長性、および 3) 部品の在庫によって決定します。国や地域に固有の情報については、Lenovo 担当員、従契約者、または Lenovo のサービスを代行する Lenovo ビジネス・パートナーにお問い合わせください。

#### 保証サービスの種類

##### タイプ 1 - カスタマー交換可能ユニット (CRU: Customer Replaceable Unit) サービス

Lenovo はお客様がご自身で導入できるように交換用 CRU をお客様に出荷します。CRU についての情報および交換手順のご案内は機械と一緒に出荷されます。また、お客様はこれらをいつでも Lenovo に要求し、入手することができます。CRU は、Tier 1 CRU (お客様導入が必須) または Tier 2 CRU (お客様導入はオプション) のいずれかに指定されます。Lenovo が Tier 1 と指定する CRU の導入はお客様ご自身の責任で行っていただきます。お客様の要請により Lenovo が Tier 1 CRU の導入を行った場合は、その料金を請求させていただきます。Lenovo が Tier 2 と指定する CRU はお客様ご自身で導入することができますが、対象の機械に関して指定された保証サービスの種類に基づき、追加料金なしで Lenovo に導入を要求することもできます。Lenovo は、取り外した (故障した) CRU を Lenovo に返却する必要があるかどうかを交換用 CRU に同梱される資料に指定するものとします。返却が必要な場合は、1) 返却の指示および返送用梱包材が交換用 CRU と一緒に出荷され、2) お客様が、故障した CRU の交換用 CRU の受領から 15 日以内に返却しない場合、Lenovo は交換用 CRU の代金を請求させていただく場合があります。

##### タイプ 5 - CRU とオンサイト・サービス

Lenovo の判断により、お客様に CRU サービスを提供するか、または Lenovo、Lenovo の従契約者、あるいは Lenovo ビジネス・パートナーがお客様の機械設置場所で機械の修理を行い、機械の動作を検証します。お客様は、Lenovo 機械の分解および再組み立てを行うことができる適切な作業場を提供する必要があります。作業場は、清潔で明るく、分解および再組み立てに適した場所でなければなりません。

#### **タイプ 6 - CRU とクーリエ・サービス**

Lenovo の判断により、お客様に CRU サービスを提供するか、または Lenovo が手配した引き取りサービスのためにお客様が故障した機械を取り外します。Lenovo は、所定のサービス・センターにお客様が機械を返送するための輸送用コンテナを提供します。宅配便業者が機械を回収し、指定されたサービス・センターに配送します。修理または交換後、Lenovo は、お客様の機械設置場所に機械を返送する手配をします。交換用機械の取り付けおよび動作の検証は、お客様の責任となります。

#### **タイプ 7 - CRU と持ち込みまたは郵送サービス**

Lenovo の判断により、お客様に CRU サービスを提供するか、または Lenovo が指定する方法で（別途 Lenovo が定める場合を除き、送料前払いで）お客様が適切に梱包した故障した機械を Lenovo が指定する場所に配送または郵送します。Lenovo は、機械を修理または交換した後、お客様が回収できるようにします。郵送サービスの場合、Lenovo は、別途 Lenovo が定める場合を除き、Lenovo の費用負担で機械をお客様に返送します。交換用機械の取り付けおよび動作の検証は、お客様の責任となります。

#### **タイプ 8 - CRU と機械交換サービス**

Lenovo の判断により、お客様に特定の CRU サービスを提供するか、または Lenovo がお客様先へ交換用機械を出荷します。お客様は交換用機械が入っていた輸送用コンテナに故障した機械を梱包し、故障した機械を Lenovo へ返送するものとします。交換用機械の送付および故障した機械の返却の送料は、Lenovo が負担します。お客様が、交換用機械の受領から 15 日以内に故障した機械を返却しない場合、Lenovo は交換用機械の代金を請求させていただく場合があります。交換用機械の取り付けおよび動作の検証は、お客様の責任となります。

#### **保証サービスのサービス・レベル**

下記に記載する保証サービスのサービス・レベルは、目標応答時間で設定されますが、保証されるものではありません。指定された保証サービスのサービス・レベルは、世界中のすべての地域で利用可能であるとは限りません（お客様の地域で実際に提供される保証サービスのサービス・レベルにつきましては別途ご確認ください）。Lenovo の通常のサービス地域以外では追加料金がかかる場合があります。応答時間は、現地の標準営業日および勤務時間によって決まります。別段の定めがない限り、すべての応答は、お客様が問題判別のために Lenovo に問い合わせたときから、Lenovo が遠隔で問題を解決したときか、実施するサービスのスケジュールを設定したときまでを計測します。SBD（Same Business Day）保証サービスは、現地の標準営業日および勤務時間に基づき提供されます。NBD（Next Business Day）保証サービスは、翌営業日の商習慣上妥当な時間に提供されます。

Lenovo は、お客様に、利用可能な遠隔支援技術を使用することをお勧めしています。問題の直接報告、遠隔問題判別および解決のために利用可能な遠隔接続ツールまたは機器が導入もしくは使用されていない場合、資源要件の問題から結果的にサービス・レベルの応答時間が延びる場合があります。

1. NBD (Next Business Day) (9 時間 × 週 5 日)
2. SBD (Same Business Day) (9 時間 × 週 5 日)
3. SD (Same Day) 24 時間 × 週 7 日

#### **Lenovo 連絡先情報**

カナダまたは米国では、1-800-426-7378 にお電話ください。EU 諸国、アジア太平洋諸国、およびラテンアメリカ諸国では、それぞれの国の Lenovo にお問い合わせいただくか、Lenovo インターネット Web サイト (<http://www.support.lenovo.com/>) をご覧ください。